

東日本高速道路株式会社と北海道との
連携と協力に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）は北海道の活性化に向けて、相互に連携・協力しながら協働事業に取り組むこととし、以下のとおり協定する。

（連携・協力事項）

第1条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、連携・協力を推進すべき課題等に関する情報・意見交換を実施し、相互に合意した具体的な事業について協働で取り組む。

- （1）観光・食産業の振興に関する事項
- （2）北海道の魅力等情報発信に関する事項
- （3）北海道新幹線の開業に関連した地域交流に関する事項
- （4）災害・防災に関する事項
- （5）安全・安心な地域づくりに関する事項
- （6）地域と一体となった活動に関する事項
- （7）その他、甲及び乙の協議により必要と認められる事項

（期間）

第2条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに各者からの特段の申し出がなければ、その後も同様に更新するものとする。

（この協定にない事項）

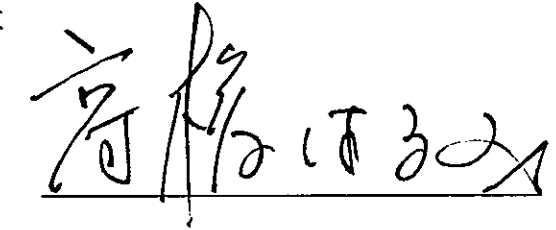
第3条 この協定に定めるものの他、協働事業の具体的内容その他必要な事項については、甲及び乙が協議して決定する。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年6月16日

甲 北海道

北海道知事



乙 住所 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

氏名 東日本高速道路株式会社

代表取締役社長

